

令和6年神奈川県議会本会議第3回本会議 産業労働常任委員会

令和6年12月10日

◆おだ幸子委員

公明党のおだでございます。マスクをしたままで失礼いたします。よろしくお願ひいたします。

私からは、まず、学習や就職が困難な方に対する総合職業技術校の取組についてお伺いいたします。

本年9月の本会議の一般質問で、運転免許の学科試験における発達障害者への合理的配慮について質問をさせていただきました。その要望の中で、県のほかの施設等においても、合理的配慮が適切に提供されているか、改めて考えていく必要があるのではないかと申し上げ、一例として、総合職業技術校を挙げさせていただきました。総合職業技術校では、離職を余儀なくされた様々な求職者が再就職を目指して、職業訓練を受講していることは承知していますが、受講の際の合理的配慮の状況や就労支援について、幾つか伺います。

まず、総合職業技術校の募集案内や入校申込書には、合理的配慮の提供について記載があるのか、教えてください。

◎産業人材課長

総合職業技術校では、令和2年4月生の募集から入校申込書に受験時の配慮希望欄があり、希望される方はチェックの上入校申込みができるなど、合理的配慮を行っています。合理的配慮を希望する応募者には、技術校から事前に電話等で連絡し、具体的な内容を聞き取り、その内容が配慮可能か確認し、本人と調整した上で試験に臨んでいただいております。

◆おだ幸子委員

もう令和2年からやってくださっているということで、しかも、具体的にやつていただいているということがよく分かりました。

それでは、障害のある方などが入校を検討している段階から、その取組規程もあるのでしょうか。

◎産業人材課長

障害の有無を問わず、原則、求職者が職業訓練を受講する際には、事前にハローワークで相談を受けた上で、受講のあっせんを受ける必要があります。障害のある方が、ハローワークの職業相談窓口や専門援助窓口で訓練の受講に関する相談をした際、御本人の希望により、ハローワークから技術校へ合理的配慮等に関する問合せが入ることがございます。

また、技術校では、募集期間中に開催するオープンキャンパスや説明会の後に、個別相談の機会を設けており、障害のある方などからも、受験の際や訓練受講中の合理的配慮に関する相談ができるようになっております。

このように入校前に技術校をよく知っていただくとともに、事前に相談をしていただくことで、入校を希望される方の不安をなくし、安心して申込みいただ

けるよう取り組んでおります。

◆おだ幸子委員

具体的にやっていらっしゃるのがよく分かりました。

では、その方たちが入校後に訓練ですか、就職活動がうまくいかなかった場合、どんな支援をなさっているのか、教えていただけますでしょうか。

◎産業人材課長

技術校を修了した後、就職し、その後勤務を継続していくためには、技術の習得だけではなく、職場における上司や同僚とのコミュニケーションが重要です。そのため、受講生とは訓練での不安、希望する働き方などを相談する中で、コミュニケーション能力の重要性について認識を深めてもらえるよう、支援を行っています。

また、心理カウンセラーなどの専門家を週に1から2回程度配置し、受講生の個別相談を実施しており、必要に応じて、受講生とカウンセラー、職員の3者で訓練上の課題や改善策について相談を行い、必要な支援につなげる取組を行っています。

こうした取組により、受講生が充実した訓練を受け、就職した後も企業で活躍できるよう、それぞれの受講生に合わせた支援をしております。

◆おだ幸子委員

本当に手厚くやっていただいているということがよく分かりました。

それでは、要望を申し上げます。

職業技術校におきましては、既に、いろいろな取組をされていることがよく分かりました。ただ、発達障害につきましては、グレーゾーンの方ですとか、診断を受けてはいないものの、自身の特性で生きづらさを感じておられる方も大勢おられます。そのような方々にも、支援や合理的配慮が届くよう、引き続き、ハローワークやその他支援機関などと連携し、安心して訓練の受講や就労ができるよう、支援の充実を図っていただくようお願いいたします。

続きまして、災害対応融資についてお伺いいたします。令和6年6月の定例会におきまして、我が会派の亀井議員が代表質問で、自然災害発生時における中小企業への融資制度の創設について提言し、本年9月に新設された災害対応融資について何点かお伺いいたします。

まず、改めて、災害対応融資を新設した趣旨及び経緯について教えてください。

◎金融課長

災害時の中小企業への資金繰り支援は、事業継続はもちろん、従業員の雇用を守るために極めて重要です。これまでにも災害に対応する融資メニューはございましたが、災害が発生する都度、被災企業向けの融資メニューを新設する必要があり、融資開始までに、最速でも10日程度の時間を要しておりました。また、国の資金繰り支援策であるセーフティネット保証4号の発動は、災害救助法が

適用されるような大規模災害に限られ、近年、増加している局地的な豪雨は対象となっていなかったなどの課題がございました。

こうした課題に対応するため、国の支援策を待たず、様々な災害において被災した中小企業が即座に利用できる県独自の融資を新設することといたしました。

◆おだ幸子委員

それでは、災害対応融資の特徴は何なのか、また、具体的にどのような災害が対象になるのか、教えてください。

◎金融課長

災害対応融資の特徴でございますが、被害を届け出たことを証明する罹災届出証明書等があれば、融資を受けることができるため、被災後の事業継続や事業再建に速やかに着手することができます。また、災害の規模に応じて、1社当たり最大8億4,000万円まで利用可能であり、県による補助及び県信用保証協会の割引などにより、他の融資メニューと比べて、信用保証料が割安となっております。

次に、対象となる災害でございますが、地震、津波、噴火、豪雨、暴風、豪雪及び洪水等といった自然現象に加え、鳥インフルエンザや豚熱等の感染症も、災害として扱われます。

◆おだ幸子委員

罹災届出証明書等が取得できれば、災害対応融資を受けられるとのことですが、この罹災届出証明書ってどんなものか、また、災害発生時によく耳にします、罹災証明書や被災証明書とはどう違うのか、教えてください。

◎金融課長

罹災届出証明書や被災届出証明書は、自然災害等による被害等を実際に届け出たという事実のみを証明するものであり、発行に時間を要しません。一方、罹災証明書や被災証明書は、自治体が単に申請を受け付けたというものではなく、自治体が自然災害等による被害の事実を証するものとして発行される証明書類であるため、発行には時間を要します。このようなことを踏まえ、速やかな融資を行えるよう、融資審査時の必要書類として、罹災証明書や被災証明書の提出までは求めず、迅速に取得できる罹災届出証明書や被災届出証明書の提出で可としております。

◆おだ幸子委員

非常に早くお金が手元に行ける仕組みなんだなというのはよく分かりました。やっぱり、災害のときって本当に再建のためのお金ってすごく必要なので、いい仕組みをつくっていただいたなと思うんですけれども、常任委員会の報告資料によりますと、9月末時点の災害対応融資の利用件数は1件ということで、8月末に、令和6年台風第10号が神奈川県に来ましたけれども、被害を受けた中小企業さんの利用件数が反映されていないのかなと思いまして、もしできました

ら、直近の利用実績はどうだったのか、教えてください。

◎金融課長

災害対応融資の実績でございますが、令和6年11月末現在で、12件、約2億1,000万円の実績がございました。内訳は、設備や建物等が直接被害を受けた場合に利用できる一般枠が3件で、約2,000万円、売上減少または利益減少が要件のセーフティネット保証4号認定による別枠が9件で、約1億9,000万円となっております。

◆おだ幸子委員

もうちょっと詳しく教えていただきたいんですが、令和6年の台風10号に関わるセーフティネット保証4号の指定期間はいつまででしょうか。

◎金融課長

セーフティネット保証4号の指定期間は、令和6年12月23日までとなっております。

しかしながら、先ほどの答弁にもございましたとおり、11月のセーフティネット保証4号枠の利用実績は増えておりまして、11月で7件で、約1億2,000万円となっておりまして、台風第10号に伴う災害は、依然として、県内中小企業の事業活動に影響を及ぼしており、指定期間終了後も影響が続くことが見込まれております。そのため、県では国に対して、セーフティネット保証4号の指定期間の延長を要請しているところです。

◆おだ幸子委員

12月23日で一旦指定期間は終わってしまうんだけれども、今、国に要請していただいているということですね。ありがとうございます。

今回、この災害対応融資、常設ということで、新しくつくっていただきまして、令和6年台風10号が8月に発生しましたけれども、金融課の対応、何か変化はございましたでしょうか。

◎金融課長

今まで常設の災害対応融資がなかったときには、金融相談特別窓口を速やかに開設しても、既存の制度融資しか御案内することができませんでした。ただ、今回の令和6年台風第10号では、金融相談特別窓口設置時から、すぐに災害対応融資の御案内が可能となりました。また、災害発生時からタイムリーに複数の新聞で、災害対応融資を大きく取り上げていただいたことで、中小企業への制度周知にもつながったと考えております。

さらに、災害対応融資の常設化により、要綱の制定、県信用保証協会や金融機関との調整といった職員の負担が軽減されました。災害発生時には、国との調整に加え、様々なイレギュラーな業務が発生することから、これらの対応に専念できるようになったことは、限られた人的資源の有効活用という面でも意義が大きいと考えます。

◆おだ幸子委員

災害対応融資については、他県からも問合せが来ていると伺っております、本当に神奈川発でいいものをつくっていただいたなと思っております。

また、今回、9月1日の防災の日にスタートするために、御苦労をおかけしたとお伺いしておりますが、そのおかげで台風10号の請求にも間に合ったことに、改めて感謝を申し上げます。

申請も比較的簡単で、評判がいいと聞いておりますので、引き続き、事業者、県民の目線に立った制度設計をよろしくお願ひいたします。

続きまして、中小企業に対する支援についてお伺いいたします。

中小企業に対する支援について、支援者にスポットを当てて、質問をさせていただきます。

中小企業にとって、身近な相談者である地元の商工会・商工会議所などの経営支援は、重要な役割を果たしていると考えますが、県は補助金を募集する際、支援機関の役割をどのように考えておられるのか、お伺いします。

◎事業者支援担当課長

補助金の申請などに慣れていない中小企業にとりましては、申請書を記載すること自体が、高いハードルになっていると承知しております。こうした中小企業にとりましては、地元の商工会・商工会議所で受けられる経営相談員の支援は、非常に重要だと考えております。

そこで、県は、予算成立後や補助金の募集開始前には、商工会・商工会議所や信金等の金融機関等の支援機関を中心に、補助金申請に当たっての支援をお願いしております。具体的には、経営相談員向けの説明会を開催するなど、補助金の制度内容や趣旨などを丁寧に説明しております。

◆おだ幸子委員

それでは、例えば、県の補助金を申請する際に、実際にどの程度の事業者が、商工会・商工会議所などの支援機関を利用されているのか、把握されていますでしょうか。

◎事業者支援担当課長

補助金を申請する際の支援機関の利用につきましては、全ての補助金ではありませんが、生産性向上補助金の場合、支援機関を利用して申請しているのかを把握しております。具体的には、申請書に事業計画の作成に当たり、支援を受けた機関名を記載していただく欄を設けております。記載した支援機関を確認し、事業者がどのような機関に相談に行っているのかを把握し、補助制度を周知する際に役立てていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

今、生産性向上補助金においては、支援機関を把握していらっしゃるということでお、では、その支援機関の状況について、商工会だけじゃなくて、商工会・商

工会議所、金融機関、税理士などで何件程度、支援をしているのか、データはお持ちでしょうか。

◎事業者支援担当課長

生産性向上補助金の申請は 1,500 件ございましたが、このうち、支援機関を利用したと記載している事業者が 630 社おりました。これを支援機関別に分類しますと、商工会・商工会議所による支援が 159 件、その他、KIP や中央会等の公的な支援機関が 55 件、信金等の金融機関による支援が 96 件、税理士や行政書士のいわゆる士業による支援が 79 件、民間のコンサルによる支援が 233 件、その他 8 件となっておりました。

◆おだ幸子委員

具体的な数字をありがとうございます。先ほども、先行会派で申請件数ですか、交付率について議論が交わされました、支援者の実態を把握するというものが重要なことではないかなと考えます。ちょっと意見を申し上げたいと存じます。

また、生産性向上補助金については、事例集を作成されるということでございますが、これに先立つ、継続的に実施する補助金等については、同じミスがないようにすることも重要と考えます。例えば、国のやっている事業再構築補助金などは、不採択だった場合に事業者が請求をすれば、その理由も教えてもらうことができます。それによって、直して次の申請に備えることができます。経営者や支援者の時間を無駄にしないことも、生産性向上の一つと考えます。さらに分かりやすい実施要領や申請方法などの検討をお願いいたします。

次に、中小企業制度融資について伺います。

国の制度の終了後に、県独自でかながわ伴走支援型特別融資を創設していたいたことは、大変ありがたかったですと私の地元の商工会議所からも声が届いております。常任の報告資料によりますと、9月末の融資実績は 161 億円ということでございますが、9月末に駆け込みの申込みもございましたでしょうか。

◎金融課長

委員御指摘のとおり、かながわ伴走支援型特別融資は、制度終了前の駆け込み需要があったころから、令和 6 年 11 月末現在の実績は 205 億円となっております。

なお、審査はおおむね終了していることから、今後の大幅な実績増加はございません。

◆おだ幸子委員

かながわ伴走支援型特別融資のお話でございましたが、これについては先行会派さんからの関連の質問がございましたが、終了後の対応について、改めてお伺いいたします。

6 月の常任委員会で、かながわ伴走支援型特別融資終了後の対応について質問させていただいて、金融課長からは、事業再生サポート融資の国の特例措置を

活用するとの答弁がございましたが、この制度も12月までとのことでした。今後、國の方針と県の対応について、現時点で決まっていることがありましたら、具体に教えてください。

◎金融課長

事業再生サポート融資の國の特例措置は、当初12月までということでしたが、その後令和7年3月末まで延長となっております。その後、國は、法定制度として経営改善・再生支援型の新たな信用保証制度を創設すると伺っています。この制度の詳細はまだ公表されておりませんが、早期の経営改善・事業再生につながるものであれば、県として新たな融資メニューの創設を含めて検討してまいります。

◆おだ幸子委員

補正予算でも、いろいろ中小企業の活性化に向けた支援が出ておりますが、要望を申し上げさせていただきます。

経営者の方は、今後どうなっていくのかとすごく不安を持っていまして、早めに方針を見せていただきたいなと思います。事業再生型にかじを切るのか、あるいは資本性劣後ローンを拡充していくというのも出ていますけれども、どう自分の会社をかじ取りしていったらいいのかと、皆さん、不安に思っていらっしゃるので、早めに方向性を出していただければなと思います。

それでは、最後にかながわ労働プラザについてお伺いいたします。

先ほども、先行会派から要望がございましたが、私も、よくかながわ労働プラザを利用させていただいておりまして、長く壊れたままの備品があったりですか、会議室の案内が分かりにくいとか、使い勝手の面でちょっと小さな不安がございます。

そこで、かながわ労働プラザをより利用しやすい施設にしていくべきと考えておりますが、指定管理者がアンケートを実施していることですが、アンケートなどを把握して、利用者からの意見や声について、施設の運営にどう生かして、改善につなげていかれるのか、お伺いします。

◎雇用労政課長

まず、労働プラザの利用者からの意見でございますが、1点目は、指定管理者が年に2回、施設を利用した方にアンケートによる満足度調査を実施しております。それから、施設の各フロアに意見要望箱を設置しております、特に問題ですか、設備の管理等、皆様からの意見、要望をお聞きしているところでございます。

これらの調査等につきましては、こうした調査等を受けて、指定管理者のほうは利用者の満足度、意見、そういうもののを受け、ニーズを把握して対応できることを実施し、施設運営の改善に努めているところでございます。

また、雇用労政課にも報告いただいていますので、内容について必要な確認、助言を行っておりますので、今後も利用者の方の御意見を参考としながら、利用しやすい施設となるよう、改善にはつなげていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

それでは、意見を申し上げさせていただきます。

本当に損を出していくなければよいというのではなくて、どう価値を目指していくのかというのも大切だと考えます。これは利用料だけの問題ではなくて、利用者満足の向上も含まれると思います。現状維持、前例踏襲をよしとするのではなくて、時代に合わせて、ハードやソフトを変えていくことも大切です。壁で区切られた会議室がたくさんあるのがいいのか、例えば、幾つかの部屋を潰して、オープンスペースのミーティングルームにしたほうがもっと個人の方の労働者の方の利用が増えるのかとか、そういう考え方もあるかなと思いますので、ぜひ、柔軟に御検討いただきたいなと思います。